資料２

BRIDGE（研究開発型）
令和９年度の重点課題について

令和８年10月８日

内閣府
科学技術・イノベーション推進事務局

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）概要

【目的】

○　総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の司令塔機能を生かし、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や各省庁の研究開発等の施策で生み出された成果を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするため、各省庁施策のイノベーション化と、中長期的な官民研究開発投資の拡大に向けたシステム改革を推進する。

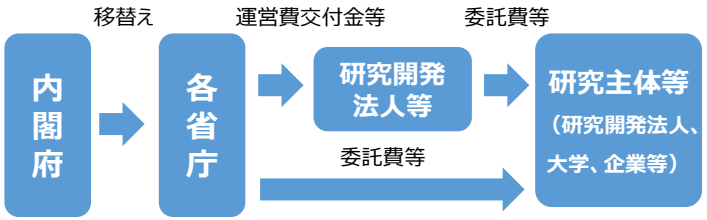
○　SIPと一体的に取り組むことで、研究開発等を効果的かつ効率的に推進し、研究開発とSociety 5.0を橋渡しする。

【事業概要】

○　**統合イノベーション戦略等に基づき、革新技術による社会課題解決や新事業創出の推進につながる「重点課題」（例：SIPや各省庁の研究開発等施策による成果の社会実装・市場開拓の加速化等）を設定し、各省庁の研究開発等施策のイノベーション化を推進。**＜**研究開発型**＞

○　中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、スタートアップ・エコシステム拠点形成による創業環境整備を推進してスタートアップを支援する事業（令和２年度～）、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく新SBIR制度における省庁連携を加速させる事業（令和３年度～）、社会課題解決や国際市場獲得等を促進する標準活用施策の加速化を支援する事業（令和３年度～）、地域と連携した外部資金拡大に意欲のある地域中核大学を支援する事業（令和４年度～）、経済安全保障トランスフォーメーションの加速化を支援する事業（令和８年度～）等を実施。**＜システム改革型＞**

資金の流れ



期待される効果

＜研究開発型＞
各省庁の研究開発等施策のイノベーション化を推進し、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する。

＜システム改革型＞
研究開発型スタートアップの創業環境整備、省庁横断による研究開発から事業化までの切れ目ない支援、戦略的な標準活用、大学機能強化に向けた取組の調査・実証と成果の大学改革等への活用、経済安全保障上重要な研究開発・研究環境整備等を通じ、中長期的な官民研究開発投資の拡大に資する。

重点課題の設定等のスキーム

＜BRIDGE運用指針に基づく重点課題の設定等のスキーム＞

① **ガバニングボードは、毎年度、重点課題を設定**

② **内閣府は、**各省庁から重点課題に対応した施策の提案を募集
※ 複数の重点課題に対応した提案も可能

③ **各省庁は、**施策名、BRIDGE PD、事業概要、事業費及びそのうち推進費の要望額、事業期間、エグジット戦略等を記載した研究開発等計画案を作成し、内閣府に提出
※ SIP成果の活用又はSIPとの連携が想定される施策については、提案前に関連するSIP PD等と相談・確認を行い、活用する成果、BRIDGEで発展・実装する内容、役割分担及び連携方法を計画案に明記する。

④ **内閣府は、**関連分野の視点からSIP PDその他の有識者に、制度的・分野横断的視点からプログラム統括チームに意見を聴取し、BRIDGE評価委員会に報告

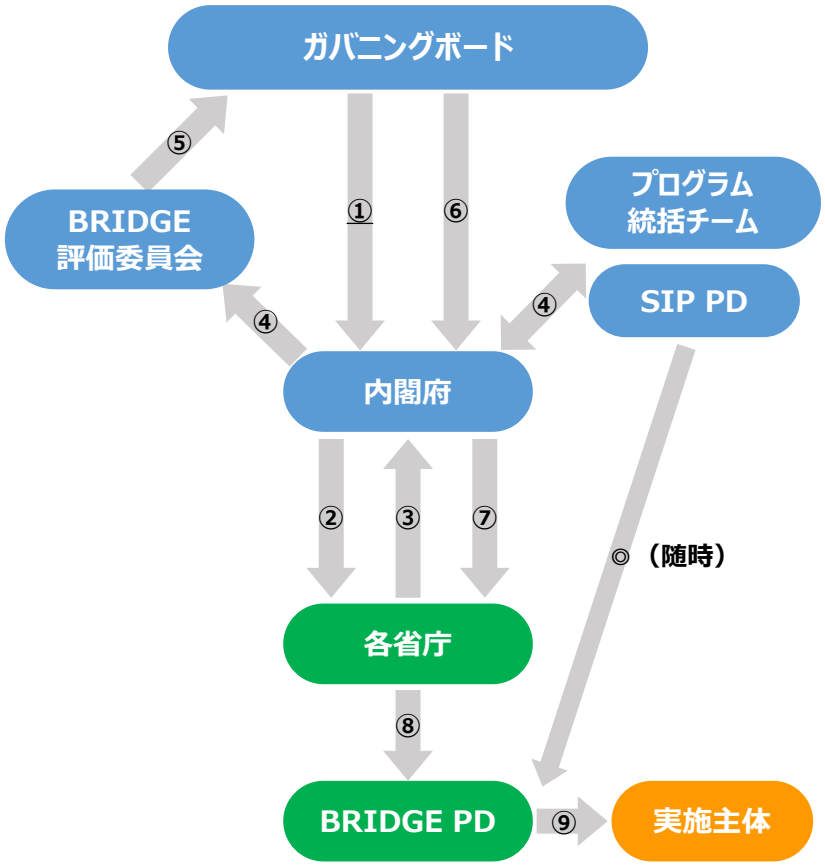
⑤ **BRIDGE評価委員会は、**SIP PD等及びプログラム統括チームの意見を踏まえ、研究開発等計画を事前評価

⑥ **ガバニングボードは、**事前評価の結果を踏まえ、対象施策、推進費の配分額、事業期間を含む実施方針を策定

⑦ **内閣府は、**実施方針に基づき、各省庁の対象施策に推進費を配分

⑧ **各省庁は、**BRIDGE PDを任命

⑨ **BRIDGE PDは、**評価及び実施方針に基づき研究開発等計画を策定・改定し、進捗管理や社会実装に向けた事業支援等を行い、施策を推進



※ 各省庁は、BRIDGE PDの要請により補佐人員を配置できる。補佐体制及び役割分担は研究開発等計画に明記する。

※ 各省庁は、BRIDGE PDの業務のうち、公募・契約、進捗管理、事業支援、毎年度の評価等のマネジメント業務に、所管する独立行政法人を活用できる。

※ 施策の対象事業の実施に当たっては、特定の技術・設備・施設等の活用が不可欠な場合などやむを得ない場合を除き、公募を実施する。

◎ SIPに関連する課題がある場合には、当該課題のSIP PDが、SIPの推進委員会での意見を踏まえ、BRIDGE PDによる施策の推進に当たり、提案、助言及び支援を行う（随時）。

BRIDGE運用指針における重点課題に関する規定

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針（抄）

平成29年５月29日
ガバニングボード決定
（最終改正：令和８年10月８日）

３．プログラムの運営

（１）研究開発型

統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）の司令塔機能を生かし、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化（SIPや各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技術等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための取組をいう。以下同じ。）を推進する。

そのため、**ガバニングボードは、重点課題を設定**した上で、各省庁から提案を募集し、各分野の施策動向等に係る有識者からの意見や産業界等のニーズを踏まえ、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する取組に予算配分を行う。

① 新規施策に係る実施方針の策定

○ **ガバニングボードは、毎年度、統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化を推進する重点課題を設定**する。

○ 内閣府は、各省庁から、重点課題に対応した施策の提案を募集する。

４．評価

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、以下のとおり BRIDGE についての評価を行う。

（１）評価対象

② 研究開発型における対象施策に対する評価

ⅲ）評価項目・評価基準

a）BRIDGE の制度の目的との整合性

b）統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバニングボードが設定する重点課題との整合性

c）目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い

d）適切なSIP 型マネジメントがなされているか。また、各省庁の関連施策（予算事業に限らず、各省庁が所掌事務として実施する施策をいう。）に反映が見込まれるかどうか。

e）民間研究開発投資を呼び込むための取組の進捗状況

f）事前評価の際には、上記a）からd）の見通しを踏まえ、施策を実施することにより、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化が推進されるかという観点から、BRIDGE における施策の実施の可否について判断を行う。

g）最終評価の際には、上記a）からd）に加え、見込まれる効果あるいは波及効果、民間研究開発投資誘発効果及びその見込み又は財政支出の効率化に係る効果及びその見込み、終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確か。

h）追跡評価の際には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗状況、見込まれる効果あるいは波及効果に加え、民間研究開発投資誘発効果及び財政支出の効率化に係る効果を評価する。

i）その他、対象施策ごとに特有の事情等を勘案し、必要に応じ、BRIDGE 評価委員会が定めることができる。

これまでのBRIDGE重点課題の変遷

- BRIDGE運用指針に基づき、令和５・６年度は７つの重点課題を設定。令和７年度に整理・統合し、令和７・８年度は５つの重点課題としている。

PRISM
（平成30～令和４年度）

各技術戦略等に対応した技術領域の設定
（令和４年度：AI、量子、バイオ、インフラ・防災）

BRIDGE
（令和５・６年度）

統合イノベーション戦略、各種戦略等に基づき、各省庁施策のイノベーション化を推進する、重点課題の設定

1　革新技術等により業務プロセスの転換、または政策全体の転換が期待される課題
2　SIP/FS等で抽出された社会実装に向けた各省庁での取組
3　SIP成果の社会実装
4　スタートアップの事業創出
5　国際的な事業展開を目指す若手人材の育成
6　国際的な研究開発動向や社会ニーズの観点から、研究活動が不足している課題
7　各省庁PJでの国際標準戦略の促進

整理・統合

BRIDGE
（令和７・８年度）

統合イノベーション戦略、各種戦略等に基づき、各省庁施策のイノベーション化を推進する、重点課題の設定

1　SIPや各省庁制度による研究開発成果の社会実装・市場開拓の加速化
2　他の戦略分野等の技術の融合による研究開発
3　スタートアップによるイノベーションの創出・促進
4　産学官を挙げた人材の育成・確保
5　グローバルな視点での連携強化

BRIDGE制度の主な改善点・対応策（令和８年９月24日GB決定）

		改善点	対応策の方向性
制度全体	1 **BRIDGE支援の位置付け**	- 政府戦略・既存施策等との関係性が不明確 - 社会実装支援におけるBRIDGEの位置付けの整理が必要	**政府戦略（戦略分野・重要技術領域等）、既存施策、SIP等との関係性を整理する。** 中長期的には、社会実装支援における**BRIDGE支援の役割・位置付けを明確化する。**
	2 **事業間接続の強化**	- 研究開発型とシステム改革型、システム改革型４事業の役割・関係性が不明確	短期的には研究開発型、システム改革型各事業の**役割・関係性及び具体的な接続パターンを整理する。**中長期的にはBRIDGE制度内における**事業間連携のあり方について検討・整理する。**
	3 **知見共有・横展開**	- 課題事例や未達要因の共有が不十分 - 各事業の担当者が相互に取組内容を共有できる場が必要	事業実施者及び事業担当者を含む関係者が**相互に成果・課題を共有し、**社会実装を見据えた**事業間の助言・フィードバックを行うことで、運用改善と事業間の連携強化につなげる。**
研究開発型	1 **進捗に応じた見直し・重点化**	- 分野特性や不確実性を踏まえた評価運用が必要 - 進捗に応じた計画変更・重点化判断の仕組みが必要	**年度評価等を実質的なステージゲートとして位置付け、**XRL等も活用して、進捗・社会実装の見通しを踏まえ、**計画変更・重点化・継続可否等の判断につなげる。**
	2 **社会実装類型の整理**	- 出口・実装主体・接続先・活用方策が具体化されていない - 出口類型ごとの展開・パートナー戦略の確認が必要	**社会実装の出口を５類型（案）に整理し、**案件ごとに**実装主体・接続先・終了後の展開方針を確認する。**
	3 **各省PDの選定・役割、PM等の補佐機能**	- PDの役割が進捗管理から評価対応まで拡大する中、PDの専門性・補佐機能・チーム体制の整理が必要	BRIDGEの目的に照らして**PDに求められる専門性等を整理し、役割を明確化する。PM等による補佐機能も整理し、提案・計画段階で補佐体制を確認する方法を明確化する。**
	4 **SIP PD等との相談・確認プロセス**	- SIPとBRIDGEの役割分担が不明確 - 提案・計画段階で成果活用・連携方法の確認が必要	SIP成果の活用・連携案件について、**提案・計画段階の相談・確認プロセスを明確化し、活用成果、BRIDGEで発展・実装する内容、連携方法を整理する。**
システム改革型	1 [横断] **成果指標・評価軸**	- 活動指標中心で、システム改革の実効的な成果が不透明 - 成果発現時期に応じた指標整理が必要	活動量だけでなく、終了後の接続、実効的成果、知見蓄積、波及効果等を捉え、**事業特性や成果発現時期に応じた成果指標・確認軸を整理する。**
	2 [大学支援事業] **外部専門人材の知見定着・継続活用**	- 外部専門人材の知見・実務能力の大学内への定着及び事業終了後の継続活用の確認が必要	フォローアップ等において、**外部専門人材の知見の定着及び終了後の継続性を確認する。**
	3 [スタートアップ・エコシステム形成推進事業] **実効的成果指標・フォローアップ**	- 活動指標偏重で実効的成果の把握が不足	活動指標に加え、事業特性や成果発現時期を踏まえ、**実効的成果の把握方法とフォローアップのあり方を整理する。**
	4 [新SBIR制度加速事業] **事業化全体への接続・資金繰り対応**	- SBIR支援の事業化全体への寄与の確認が必要 - 各省施策等、公共調達、民間資金への接続、フェーズ間の空白期間の短縮及び資金繰りへの配慮が必要	**各省施策等、公共調達、民間資金への接続実績及びM&A等の成果を確認する。**フェーズ間の空白期間の短縮に向け、**関係省庁に事業開始時期の調整可能性を確認し、概算払等を含む柔軟かつ弾力的な執行に引き続き努める。**
	5 [標準活用加速化支援事業] **標準化の目的・評価基準・役割分担**	- 戦略的な標準化に向け、事業目的・評価基準の明確化が必要 - 標準類型に応じた官民役割分担の整理が必要	戦略的な標準化に向け、**事業目的・評価基準を明確化し、標準化を市場形成・競争力強化等の手段として位置付ける。**あわせて、**標準類型に応じた官民の役割分担及び関係省庁との連携を整理する。**

※ 制度中間評価の制度全体①（**赤枠**）への対応として、令和９年度重点課題の見直しにおいて、政府戦略等との関係性を整理。

令和９年度重点課題の見直しの考え方

- 令和９年度は、これまでの採択実績及びBRIDGE制度中間評価における指摘を踏まえ、政府戦略等との関係性を明確化しつつ、重点課題を３項目に整理・重点化する。
- あわせて、スタートアップ、人材の育成・確保、グローバル連携は、重点課題とは別に、施策の特性に応じて提案・評価時に確認する「横断的な観点」として整理する。

令和８年度 → **令和９年度**

No.	項目名
1	SIPや各省庁制度による研究開発成果の社会実装・市場開拓の加速化
2	他の戦略分野等との技術の融合による研究開発
3	スタートアップによるイノベーションの創出・促進
4	産学官を挙げた人材の育成・確保
5	グローバルな視点での連携強化

対応関係

	No.	項目名
重点課題	1	政府戦略等を踏まえた各省庁の研究開発等施策の成果の社会実装・市場開拓の加速化 （成長戦略17分野・17の重要技術領域を重点化）
	2	SIP第１期～第３期の研究開発成果の社会実装・市場開拓の加速化
	3	他の戦略分野等との技術の融合による研究開発
横断的な観点	—	・スタートアップによるイノベーションの創出・促進 ・産学官を挙げた人材の育成・確保 ・グローバルな視点での連携強化

令和９年度の重点課題の概要

	No.	項目名	概要
重点課題	1	政府戦略等を踏まえた各省庁の研究開発等施策の成果の社会実装・市場開拓の加速化 （成長戦略17分野・17の重要技術領域を重点化）	各省庁の研究開発等施策の成果について、日本成長戦略・官民投資ロードマップの17分野又は第７期基本計画の17の重要技術領域に関連する取組を重点化する。既存施策との役割分担を踏まえ、BRIDGEによる追加的な取組により社会実装・市場開拓を加速する。
	2	SIP第１期～第３期の研究開発成果の社会実装・市場開拓の加速化	SIP第１期～第３期の研究開発成果について、SIPとの役割分担及びBRIDGEで追加的に取り組む内容を明確にした上で、必要な研究開発・実証等を行い、社会実装・市場開拓を加速する。
	3	他の戦略分野等との技術の融合による研究開発	AI、量子、マテリアル、バイオテクノロジー等、異なる戦略分野の技術・知見の融合により研究開発を高度化し、新たな成果・価値を創出することで、社会実装・市場開拓を加速する。
横断的な観点	—	・スタートアップによるイノベーションの創出・促進 ・産学官を挙げた人材の育成・確保 ・グローバルな視点での連携強化	各重点課題について、施策の特性に応じ、スタートアップ、人材の育成・確保、グローバル連携に係る取組を、必要に応じて提案・評価時に確認する。

※ 重点課題１～３のいずれかに該当する施策を提案対象とし、複数の重点課題に該当する提案も可能。

※ 重点課題１について、成長戦略17分野・17の重要技術領域のいずれにも該当しない場合には、他の政府戦略等との関係や国としての政策的重要性、BRIDGEによる支援の必要性・追加性等を踏まえ、個別に検討する。

※ 横断的な観点については、施策の特性に応じて確認するものであり、３項目のいずれかに関する取組を一律に求めるものではない。

※ 提案施策については、各重点課題への適合性に加え、BRIDGEとして実施する追加的な意義、既存施策等との役割分担及び社会実装・市場開拓の加速効果を確認する。

重点課題の設定から各省庁による施策実施までの流れ

